

再建後初めての大型予算

市民の声を予算に反映

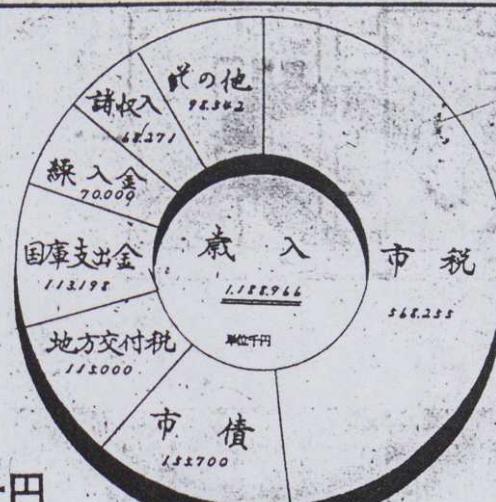
(42年度)

◇ 烧津市の昭和四十二年度の予算は新しい議員を迎え、三月定例市議会において決定いたしました。この予算是市民のみなさんの納める税金や、国や県からの支出金によって組まれ、市がいろいろな仕事をするために計画されるものであります。ことしの予算是昨年にくらべて二十一%も増加した一億八千九百余万円が組まれました。この大きな財源は、市役所横に建設される市民センターであります。ましよう。今月はこの三月定例市議会において決定をみた一般会計予算についてお知らせいたします。

編成のあらまし

焼津市は財政再建団体の汚名も返上し、この間の貴重な経験を生かして財政運営の妙を發揮して、ますと、財政構造の健全性をそこなうことなく重点的に財源の配分に徹して予算を編成いたしました。

特に昭和四十二年度予算は、一日市会などによる市民の声の声を率直に受け入れて積極的な姿勢は約束どおり、1%の引き下



一般会計予算

1,188,966千円

ゴミ定集区域の拡張と未集区域の解消が実現され、教育費が組まれ、文教施設の整備として、危険校舎改築を一校計画し四千五百万円の基金の設置をいたし、具体的計画ができ次第、国庫補助金などを確得し本格的に取り組む方針です。図書館は非常に狭く、何かと不便でありますので、現在建設中の図書館所内に併せて競輪収入を財源として建設するよう計上いたしました。その他中学校一、二年生の机の改革に要する経費また、家庭教育やカギ子対策を新たに取り上げて児童に対する授業の手をさしのべるなどに必要な経費が計上されました。

校舎改築と図書館の建設

力ギツ子対策もことじから

施政方針において示したように教育の振興を図るために、教育費は五十九億増の「億八千」百円が計上されました。次代を背負う青少年の育成は精神環境、施設の面が整ってこそ本来の目的が達成されるものと考

母子休養ホーム 荒波にもめげず完成

竹山県知事を迎えて落成式

自風二十六号のつめあるとまだ月十日竹山県知事を迎えて落成式なまなましい田舎風に立派な焼が行なわれました。

母子休養ホームが出来上り、三この焼津母子休養ホーム睡会館

は高橋さえ会長を中心にして、戦後のこんこんとした社会状勢の落成が進んでいました。中で老後の福祉施設として幸せは我が手でとくみんなの力で、田和千七年以來事業資金などを積みましたが、本建設会員が基本金をつくりあげて会員が基金を上げられたものは他にはみなさんから暖い寄附金など、現金です。

みんなの手で地ならしなど行い建設が進められていました。しかし昨年の九月二十六号台風による高潮の被害より無傷にも落成式を前にして崩かいてしまいましたが、本建設会員の暖かいご協力、関係団体のご支援により再建にのりたし現在見る。

この施設を母子家庭だけの窓

揚げでなく、広く地域のみなさ

ん集いの場として休憩の場として活用されるよう望んでおります

祥細についてでは、休養ホーム睡会館

電話 (8) 901-7107 お問い合わせください。

市民憲章

私たちは秀麗な富士を仰ぐ駿河湾と豊かな太平野の自然の中で育った焚津市民であることは誇りをもります。

私たちはこの郷土の中で先人の築いた貴重な歴史を守り、もつて、私たちの限りなし、理想をめざして明々く希望に満ちた近代都市に発展することを願い、焚津市民の責任と自覚のもとにこの憲章を定めます。

●環境を整え清潔なまちをつくりましょう

各個の家庭環境はもちろん、身近な戸外の清掃、不潔な場所（特に河川のゴミ）の処理、災害や公害（騒音、臭気、媒煙）などの防止、家庭や職場、公共施設などの美化に努めるようにしたい。特に衛生思想の普及をはかり、市全域が整然としており、精神的にも清潔感のあるまちにしたい。

お知らせ
コーナー

4月9日から

市内局番「8」

がつきます

焼津電報電話局



写真上は母子休養ホームの全景
下は県知事を迎えて喜ぶ長谷川市長

市民相談室

家の明け渡しに

立退き料は必要か？

一般的にいえば(1)引越しの費用

主と借主の話し合いを決める以外

立退料を支払うとして、どれだけ支払ったらいいかという問題で

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (2) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (3) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (4) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (5) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (6) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (7) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (8) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (9) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (10) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (11) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (12) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (13) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (14) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (15) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (16) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (17) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (18) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (19) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (20) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (21) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (22) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (23) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (24) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (25) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (26) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (27) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (28) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (29) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (30) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (31) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (32) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (33) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (34) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (35) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (36) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (37) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (38) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (39) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝つといふ確信があつて、そのほうが得だと考えたら支払う必要もないでしょう。

△利用状況 (40) 月分

立退料を支払うといふこと

で争つても勝

国民年金

おすすめしたい前納制度

加入もれはすぐ手続きを。

①国民年金者は、今月一日から日までを特に保険料前納期とし、あなたの保険料前納を受け付けています。

一年前の納期は、次のとおりですが、昭和四十六年三月分までは前納できます。

納税組合に加入している人で、前納する場合は組合長または代理人が申し出、保険料取りまとめ手数料(報償金)の対象としてください。

農地被買收者に

事業資金が融通されます

加入もれはすぐ手続きを。

保険料は、一年以上は時効となり、納められなくなりますから

あなたは、運くとも四月中に十分注意してください。

納めて、年金受給資格を失わないようしてください。

ない人とは、明治四十四年四月二日以後に生れた満二十才以上の日本人で、次に該当しない人をいいます。

その他の、国民年金について不明なことは、年金委員におたずねください。

たるか、または直接市役所国民年金係へお問い合わせください。

信教育を除く

济組合へ加入している人

三、高校生、大学生(金時制、通

二、恩給を受けている人

一、厚生年金、船員保険、各種共

日本で、次に該当しない人をいいます。

济組合へ加入している人

三、高校生、大学生(金時制、通

二、恩給を受けている人

一、厚生年金、船員保険、各種共



第四百四日(二十三日)
第五百四日(三十日)
第六百四日(二十九日)
第七百四日(三十日)
第八百四日(三十日)
第九百四日(三十日)

第十百四日(三十日)

第十一百四日(三十日)

第十二百四日(三十日)

第十三百四日(三十日)

第十四百四日(三十日)

第十五百四日(三十日)

第十六百四日(三十日)

第十七百四日(三十日)

第十八百四日(三十日)

第十九百四日(三十日)

第二十百四日(三十日)

第二十一百四日(三十日)

第二十二百四日(三十日)

第二十三百四日(三十日)

第二十四百四日(三十日)

第二十五百四日(三十日)

第二十六百四日(三十日)

第二十七百四日(三十日)

第二十八百四日(三十日)

第二十九百四日(三十日)

第三十百四日(三十日)

第三十一百四日(三十日)

第三十二百四日(三十日)

第三十三百四日(三十日)

第三十四百四日(三十日)

第三十五百四日(三十日)

第三十六百四日(三十日)

第三十七百四日(三十日)

第三十八百四日(三十日)

第三十九百四日(三十日)

第四十百四日(三十日)

第四十一百四日(三十日)

第四十二百四日(三十日)

第四十三百四日(三十日)

第四十四百四日(三十日)

第四十五百四日(三十日)

第四十六百四日(三十日)

第四十七百四日(三十日)

第四十八百四日(三十日)

第四十九百四日(三十日)

第五十百四日(三十日)

第五十一百四日(三十日)

第五十二百四日(三十日)

第五十三百四日(三十日)

第五十四百四日(三十日)

第五十五百四日(三十日)

第五十六百四日(三十日)

第五十七百四日(三十日)

第五十八百四日(三十日)

第五十九百四日(三十日)

第六十百四日(三十日)

第六十一百四日(三十日)

第六十二百四日(三十日)

第六十三百四日(三十日)

第六十四百四日(三十日)

第六十五百四日(三十日)

第六十六百四日(三十日)

第六十七百四日(三十日)

第六十八百四日(三十日)

第六十九百四日(三十日)

第七十百四日(三十日)

第七十一百四日(三十日)

第七十二百四日(三十日)

第七十三百四日(三十日)

第七十四百四日(三十日)

第七十五百四日(三十日)

第七十六百四日(三十日)

第七十七百四日(三十日)

第七十八百四日(三十日)

第七十九百四日(三十日)

第八十百四日(三十日)

第八十一百四日(三十日)

第八十二百四日(三十日)

第八十三百四日(三十日)

第八十四百四日(三十日)

第八十五百四日(三十日)

第八十六百四日(三十日)

第八十七百四日(三十日)

第八十八百四日(三十日)

第八十九百四日(三十日)

第九十百四日(三十日)

第九十一百四日(三十日)

第九十二百四日(三十日)

第九十三百四日(三十日)

第九十四百四日(三十日)

第九十五百四日(三十日)

第九十六百四日(三十日)

第九十七百四日(三十日)

第九十八百四日(三十日)

第九十九百四日(三十日)

第一百百四日(三十日)

第一百一十百四日(三十日)

第一百一十一百四日(三十日)

第一百一十二百四日(三十日)

第一百一十三百四日(三十日)

第一百一十四百四日(三十日)

第一百一十五百四日(三十日)

第一百一十六百四日(三十日)

第一百一十七百四日(三十日)

第一百一十八百四日(三十日)

第一百一十九百四日(三十日)

第一百二十百四日(三十日)

第一百二十一百四日(三十日)

第一百二十二百四日(三十日)

第一百二十三百四日(三十日)

第一百二十四百四日(三十日)

第一百二十五百四日(三十日)

第一百二十六百四日(三十日)

第一百二十七百四日(三十日)

第一百二十八百四日(三十日)

第一百二十九百四日(三十日)

第一百三十百四日(三十日)

第一百三十一百四日(三十日)

第一百三十二百四日(三十日)

第一百三十三百四日(三十日)

第一百三十四百四日(三十日)

第一百三十五百四日(三十日)

第一百三十六百四日(三十日)

第一百三十七百四日(三十日)

第一百三十八百四日(三十日)

第一百三十九百四日(三十日)

第一百四十百四日(三十日)

第一百四十一百四日(三十日)

第一百四十二百四日(三十日)

第一百四十三百四日(三十日)

第一百四十四百四日(三十日)

第一百四十五百四日(三十日)

第一百四十六百四日(三十日)

第一百四十七百四日(三十日)

第一百四十八百四日(三十日)

第一百四十九百四日(三十日)

第一百五十百四日(三十日)

第一百五十一百四日(三十日)

第一百五十二百四日(三十日)

第一百五十三百四日(三十日)

第一百五十四百四日(三十日)

第一百五十五百四日(三十日)

第一百五十六百四日(三十日)

第一百五十七百四日(三十日)

第一百五十八百四日(三十日)

第一百五十九百四日(三十日)

第一百六十百四日(三十日)

第一百六十一百四日(三十日)

第一百六十二百四日(三十日)

第一百六十三百四日(三十日)

第一百六十四百四日(三十日)